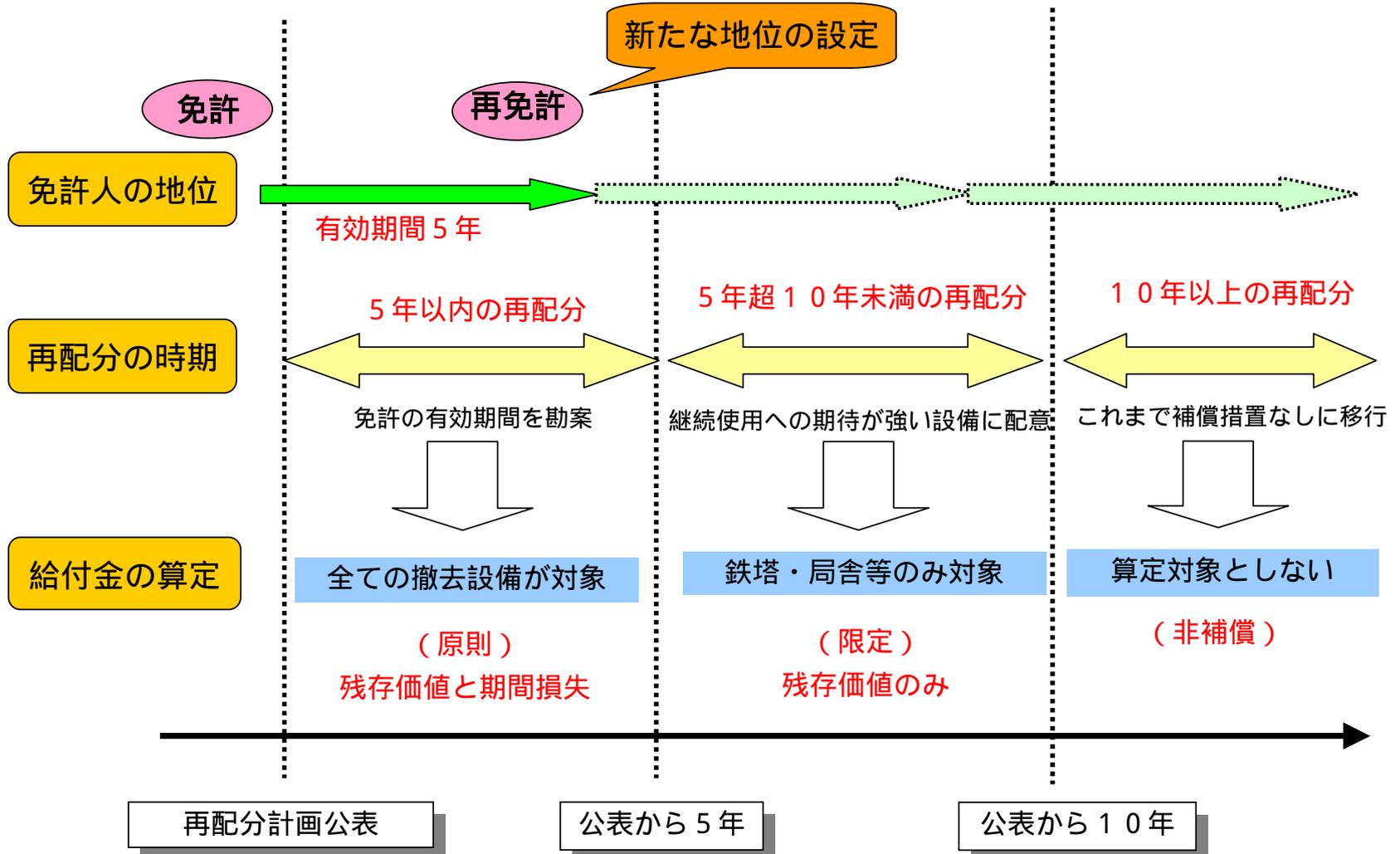
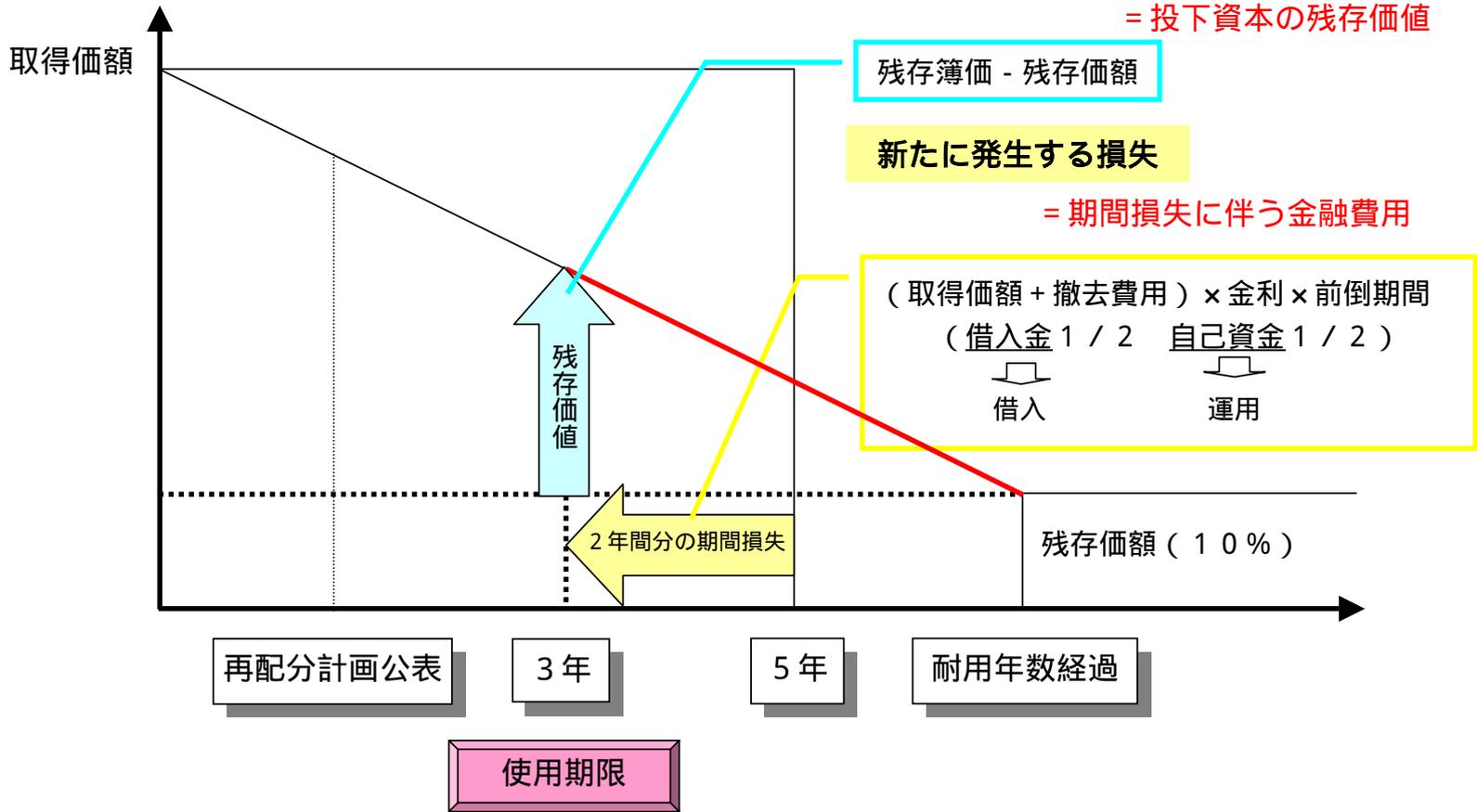


# 給付金制度の基本的な考え方

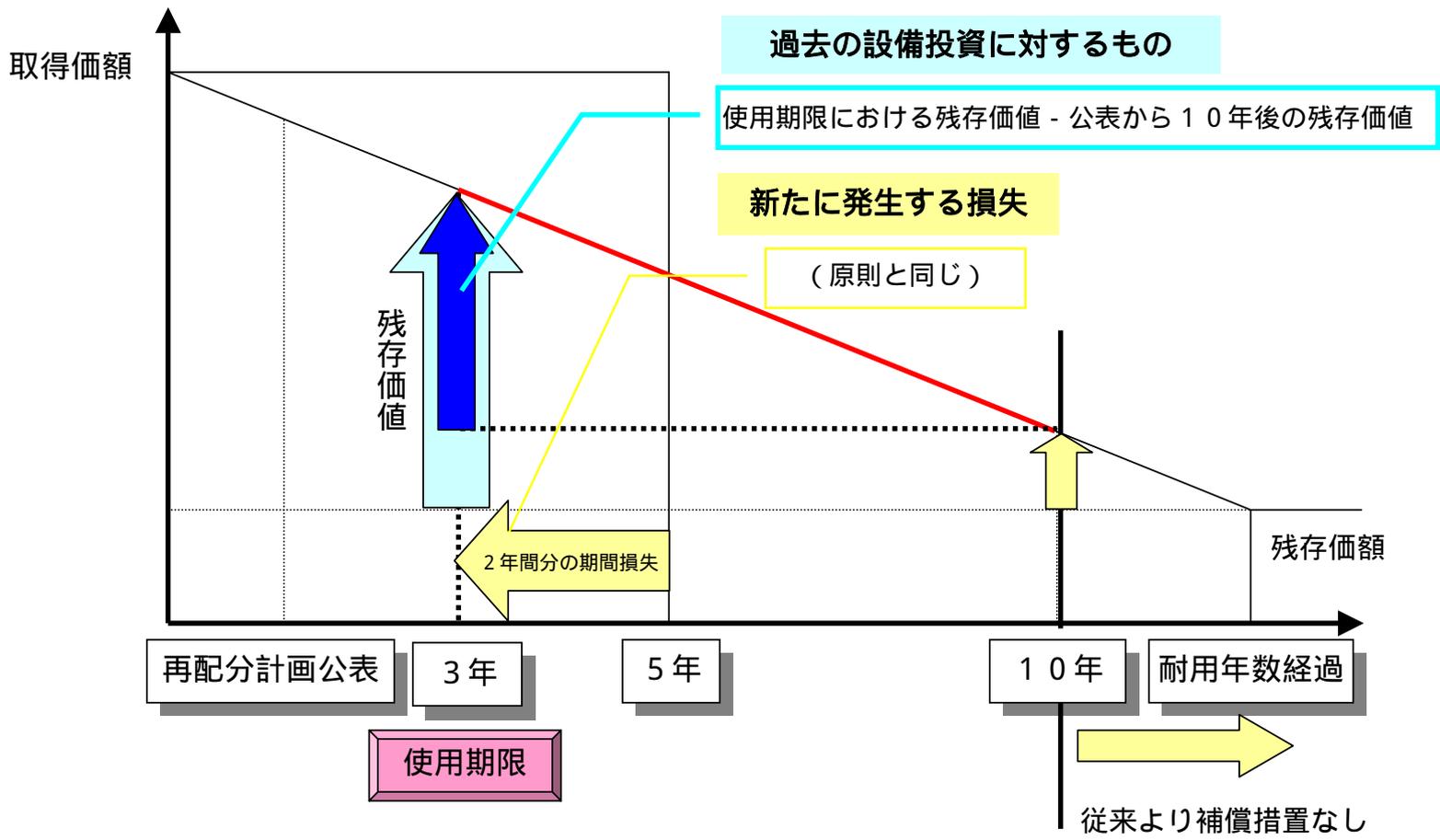
参考資料 1



原則

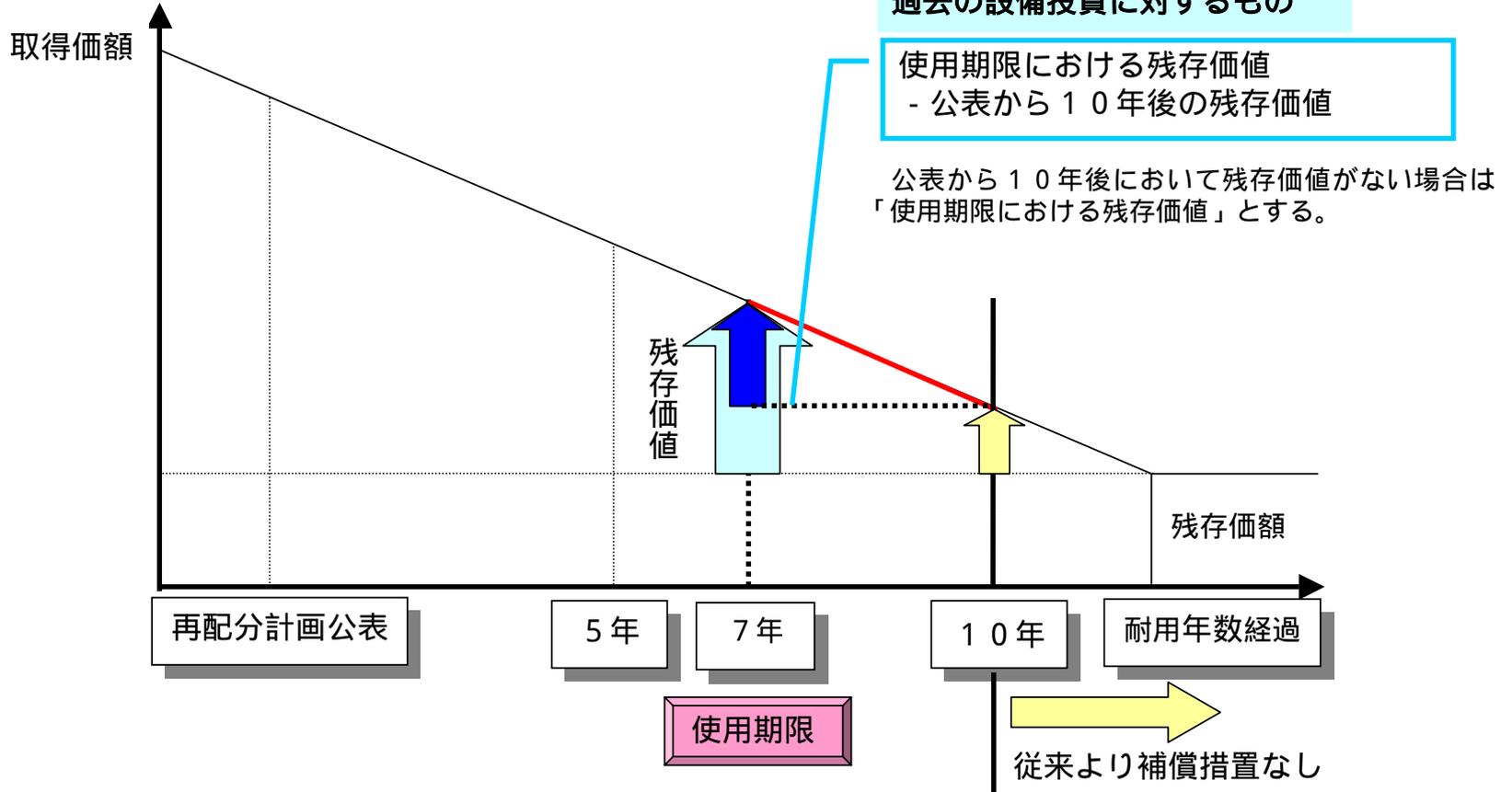


計画公表から10年後において残存価値が存する設備の場合



# 再配分を5年超から10年以内の間で実施する場合の例外的給付

局舎・鉄塔等のみ対象



公表から5年以上経過しているため期間損失はないものとする。

# < 無線局の再免許に関する最高裁判例 >

(東京12チャンネル事件/昭43・12・24最高裁)

---

## 1 事案の概要

- (1) Xがテレビジョン放送局(東京12チャンネル)を開設しようとして、昭和37年に郵政大臣に免許申請をしたところ、5者が競願。郵政大臣は、審査の結果、A社に予備免許を付与し、Xを含む4者の申請を拒否。
- (2) Xは、免許申請の拒否処分につき、郵政大臣に異議申立てをしたが棄却されたため、棄却決定の取消しを求めて出訴し、東京高裁において勝訴。
- (3) これに対し、郵政大臣が、拒否処分を取り消しても既にA社に免許をしており、Xに免許の余地はなく訴えの利益は認められない。また、A社に付与した免許は既に免許期間を満了しており、訴えを維持する利益を失ったとし上告。

## 2 判決

拒否処分のみ取消し訴求しても、再審査では、A社への免許を取消し、Xに免許を付与することはあり得る。また、最初の免許期間が満了しても、再免許は、免許期間の更新であり、継続して事業が維持されているため、訴えの利益はある。

## 3 理由

- (1) A社の再免許は、形式上単なる期間の更新とは異なるが、当初の免許期間の満了とともに免許の効力が完全に喪失され、再免許において従来とは全く無関係に新たな免許が発効し、免許期間が開始すると解するのは相当ではない。
- (2) 訴えの利益の有無という観点では、免許期間の満了と再免許は、単なる形式に過ぎず、免許期間の更新と実質において異なるところはない。

## 法定耐用年数の一覧

	耐用年数が20年以上のもの		耐用年数が20年未満のもの	
	種類	耐用年数	種類	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り (送受信所用、発電所用等)	38年	木造 (送受信所用)	17年
	ブロック造り	34年	仮設のもの	7年
	金属造り	31年		
無線設備 の支持物	鉄筋コンクリート柱 (無線通信用)	42年	木塔及び木柱 (無線通信用)	10年
	鉄塔及び鉄柱(無線通信用)	40年		
	鉄塔(電気事業用)	22年		